

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8972 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>



なくす会の社会的役割



適格消費者団体 埼玉消費者被害をなくす会

理事長 池本 誠司

明けましておめでとうございます。

なくす会は、適格消費者団体として創設以来5年となりました。昨年は、探偵調査会社に対する差止請求訴訟において不当条項を是正する和解を獲得したほか、美容外科クリニックの不当表示、インターネット関連事業者の不当契約条項、決済代行業者の不当条項などについて裁判外の差止請求（申入れ）に取り組みました。

現在、全国の適格消費者団体が協力して裁判外の差止請求活動を含めた成果を事例集として取りまとめる作業を進めており、間もなく公表される予定です。この事例集は、適格消費者団体の活動の成果の大きさを示す貴重な資料です。消費者にとっては、身の回りの不当な契約条項や不当表示を発見する資料として有益です。事業者にとっても、不当条項や不当表示を見直す手掛かりが提供される意味があります。

なくす会の今年の課題として、契約条項や広告表示を見直す活動を着実に続けるだけでなく、事例集を活用して適格消費者団体の活動の成果を地域の消費者や事業者に伝える活動を展開したいと思います。

昨年12月には集団的被害回復訴訟制度の新しい法律が成立し、3年以内に施行されることとなりました。適格消費者団体の社会的役割が、被害拡大防止から発生した集団的被害の救済へと大きく広がります。

なくす会の今年の課題としても、集団的被害回復訴訟制度を担える団体となることを目指して、組織体制の拡充を含めてさらに取組の充実を図ります。

昨年は、消費者教育推進法に基づく地域の消費者市民の育成の取組が、消費者庁や地方自治体で徐々に始まりました。自ら考え行動する消費者を育成し、地域の消費者・消費者団体と連携して活動することは、なくす会が創設当初から掲げた理念です。なくす会は、専門家委員による「検討委員会」が差止請求活動を行うこととは別に、地域の消費者団体からの推薦や一般公募による「活動委員会」が、独自の調査・申入れ活動を実践してきました。

なくす会の今年の活動は、地域の消費者・消費者団体と連携した活動をこれまで以上に強化します。多くの皆さんの参加と協力をよろしくお願いいたします。

なくす会・1年間の主な差止請求関連活動報告(2013年1月~12月)

訴訟

詳細は埼玉消費者被害をなくす会ホームページ

申入れ・差止請求関連 [を検索](#)

事業者(業種)	問題とした主な不当条項	成果・経過等(2013年12月現在)
株式会社MR (探偵事業者) 【和解成立】	<ul style="list-style-type: none"> 契約締結後の解約について調査着手前8%、着手後20%の違約金支払い条項 調査中の報告をしない旨を定めた条項 	2013年3月29日の第3回期日で和解が成立。調査着手前の解約手数料が調査料金の8%⇒3万円、着手後20%⇒稼働調査料金+1万円などに変更

消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」

熊谷美容外科 【改善】	新聞折込広告において、景品表示法の優良誤認に当たる8箇所の不当表示	2013年4月、修正するとの回答。新聞折込広告の表記改善を確認。
テレコムクレジット(株)(決済代行業者) 【継続中】	クレジットカード決済代行契約に関し、利用者との間の取り決めの、いかなる責任も負いかねるという条項	書面に記載された条項を含む意思内容を、契約書要旨など一切において表示していないとの回答。
(株)サイバーエージェント 【継続中】	仮想通貨の購入について、未成年を理由とした取り消しができないなどの条項	2013年12月中の改定の際に削除するとの回答。

申入れ

(株)全国メンタルケアセンター (医療搬送事業者) 【業務停止中】	病院搬送時の一切の責任を負わない、キャンセル時に一切返金しないなどの条項	2013年3月、医療搬送業務を停止しているとの回答後、当該業務を行っていないことを確認。
住宅管理事業者 【改善】	契約更新時の敷金補充、原状回復などに関する条項	2013年6月、不当条項などが削除、修正された改善後の契約書を確認。
CD等レンタル事業者 【改善の方向】	レンタル商品使用での再生機が故障したなどの不具合に関して責任を負わないなどの条項	免責条項を変更するとの回答後、別法人に変更となるため、契約書の統合を進めているとの連絡。
大学学生寮 【継続中】	故意・過失がない場合の補修費用負担、解約時の違約金に関する条項など	変更するとの回答後の改定契約書の未改善の点につき、再度修正を申入れ中
脱毛サロン 【新規】	新聞折込広告における割引価格の継続、比較表示など優良誤認、有利誤認表記	回答を待っている状況

問合せ

互助会 【継続中】	解除・中途解約時の違約金、早期利用費用の解約手数料の計算根拠など	経済産業省・互助会解約手数料研究会の報告書を待っている状況との回答。結果が出次第、検討を再開予定
ゲームメーカー 【継続中】	問い合わせ内容、回答内容などについて公開、記載する行為を禁止する条項	協議継続中
中古車買取業者 【新規】	売買契約書の売主の解除に関する条項など	回答を待っている状況

2013年12月3日、浦和コミュニティセンターにて
37名が参加しました

「クレジットカード決済のしくみとトラブル」

クレジットカード決済は、その利便性に目が行きがちですが、その決済のしくみやトラブルの現状などはあまり知られていません。

“カードが利用できる販売店は、クレジットカード会社から信用のある会社だから安心安全”というわけではありません。

海外の決済代行業者が介在するなど、複雑な決済のしくみや、クレジットカードの紛失・未成年者の高額利用・サクラサイトなどに関わるトラブル事例と防止策について、実際のカード会社の約款を読み解きながら解説していただきました。



▲ 講師の長田弁護士



▲ 会場の様子

『決済代行業者は、国内でカードが利用できる信頼性がない業者を、海外の金融機関と通じることにより決済を可能にしている。現状は規制が法制化されておらず、サイト業者が詐欺を行なった場合なども、消費者に一切責任を負わないと表明している。消費者が“危険だ”と声を上げるとともに、窓口で相談するなど泣き寝入りしないことが大切』などと問題点を話されました。クレジットカード決済の危険性を理解するとともに、“利用しない”という選択も大切です。

参加者からは、『請求書、約款を確認してみようと思った』『“変だな”と思った時は、人に話すことが大切ですね』との声が聞かれました。

ご案内

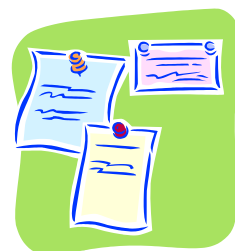
消費者カアツ学習会 Vol.3 を開催します！

『不当表示を知ろう！』 学習会 & ワークショップ

参加費
無料



日頃、様々なお店や商品、サービスの広告を目にしますが、書かれていることを鵜呑みにしていませんか？
正しい表示かどうかを見分ける目を消費者も養う必要があります。
埼玉県の実業者指導の実例などをもとに不当表示を学び、実際に広告を使って表示のチェックをしてみましょう！！



講師：埼玉県消費生活課主査 臺 克己 氏
ワークショップ助言者 消費生活相談員

2014年2月4日(火) 10:00～

浦和コミュニティセンター第13集会室 JR浦和駅 東口徒歩1分(浦和パルコ10階)

駐車場 なし

定員 80名(要申込み・先着順)

お申込みは、なくす会事務局(電話：048-844-8972)まで



★ なくす会出前講座のメニューをリニューアルしました ★

《弁護士版》《司法書士版》《消費生活相談員版》として講座例を紹介しています
 まずは「こんな感じで学習会をしたい・・・」と事務局に御相談下さい。
 なくす会の検討委員会を中心に、ご希望に合わせた専門家の講師をコーディネートします。

講座科目の一例

所要時間：90～120分（ご相談ください）

弁護士が講師	司法書士が講師	消費生活相談員が講師
奨学金制度の実態と対策	契約の基礎	食生活
高齢者被害の未然防止のために	クレジット取引の基礎	衣生活
サクラサイト被害の実態と対策	悪質商法への対処法	契約の知識
詐欺的投資被害に遭わないために	借金対処法	生活設計
危険なインターネット・携帯取引	生活保護の基礎	クレジットカードなど
多重債務被害の実態と救済策	高齢者と消費者問題	悪質商法
悪質商法の被害実態と対応（特商法）	若年者と消費者問題	暮らしと環境問題
犯罪加害者にならないために		知的障害等のある消費者の 被害予防・対処
消費者団体の役割と消費者教育の あり方		ケータイ・スマホ・ インターネット
賃貸住宅トラブルの実態と対策		インターネットトラブル

お申込み・お問合せ

埼玉消費者被害をなくす会まで電話、FAX、E-mailでお申込み下さい。

*開催予定日の1ヶ月前までにお申し込み下さい。

Tel：048-844-8972 Fax：048-844-8973

E-mail：nakusukai.01@saitama-k.com

※メニューはなくす会HP [新着情報](#) [その他活動報告](#) からダウンロードできます。



活動委員会報告

- 新聞広告に、キャンペーンが継続していながら“今だけ”などと表示している2事業者に対し、広告表示の改善を求める要望書を2013年12月に送付。
 事業者から、『お急ぎください』『今なら』との表示を削除するとの回答が届きました。

この間の主な会議

なくす会第3回理事会・検討委員会（11/27）

運営促進会議（12/19）

なくす会第4回活動委員会（11/14）

なくす会第5回活動委員会（12/11）



*商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆ 埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） TEL048-261-0999

◆ 全国共通 消費者ホットライン TEL0570-064-370（ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを）

*皆様からの情報提供が消費者被害防止につながります！疑問に感じる約款や契約内容、広告のコピー、被害状況などを《なくす会》までお寄せください！ TEL048-844-8972 Fax048-844-8973